

市県民税申告は 所得税の申告

3月15日(火)まで

消費税の申告は3月31日(木)まで



年の総決算

～申告は自分で

市県民税

市役所税務課市民税担当 66 11116

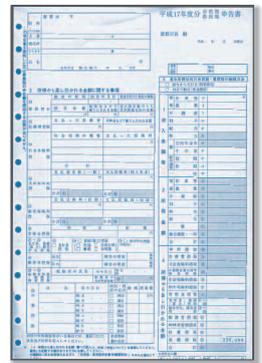
市県民税申告の必要な方は

平成17年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- 営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得があつた方
 - 公的年金などを受給されている方で次のような方
 - a 支払先に扶養控除等申告書を提出していない場合
 - b 社会保険料控除や、生命保険料控除などを受けようとする場合
 - 給与所得者で次のような方
 - a 平成16年中に退職した場合または2力所以上から給与を受けた場合
 - b 雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合
 - c 給与以外に所得のあつた場合など
- 所得がなかった場合などで申告書が送られてきた場合は、申告書裏面の「所得がなかった場合の記載欄」に記入のうえ提出してください。

市県民税申告書の提出先

市役所税務課または申告会場へ市県民税申告書作成は、自分で申告書を書くときは、「市県民税申告書の書き方」を参考にしてください。「書き方」は、申告会場または市役所税務課に置いてあります。なお、申告の受付期間・場所は、下の表のとおりです。



市県民税申告書

申告書の書き方の分からない方は、住所・氏名・扶養家族名など分かる所を記入しておいてください。

医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書の添付が必要です。明細書は、市役所税務課または申告会場にありますので、事前に記入して申告書とともに提出してください。また、印鑑、平成16年中の収支の分かる書類、源泉徴収票、控除を受けるのに必要な障害者手帳、医療費や生命保険などの領収書、証明書などもご持参ください。

市県民税申告受付日程表 (受付時間は、午前9時～午後4時)

対象地区	場 所	期 間
相楽・大塚	大塚公民館 (雑 会議室)	2月17日(木)・18日(金)
三谷・豊岡	東部市民センター (雑 第1集会室)	2月28日(月)～3月2日(水)
形原・金平 一色	西部市民センター (雑 集会室)	2月21日(月)～23日(水)
西浦	西浦公民館 (雑 講堂)	2月24日(木)・25日(金)
市内全域	市民体育センター	2月16日(水)～3月15日(火) 土・日曜日は除く

市民体育センター以外の会場では、市県民税申告と所得税の還付申告(確定申告書A)だけの受付となります。

無料税務相談

- とき** 2月16日(水)～3月2日(水)
午前9時30分～正午
午後1時～4時
- ところ** 市民体育センター
- 相談員** 税理士
土・日曜日は除く